

## 「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」 の一部改正について

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（以下「条例」という。）の空き缶等の定義を実際にポイ捨てされているごみの種類に即した規定とし、飼い犬のふんの適切な処理について定めることにより、より一層のまち美化を推進するため、下記のとおり条例を改正する。

### 記

#### 1 概要

##### (1) 空き缶等の定義について

飲料容器、たばこの吸い殻、ガムや紙くずを対象としている空き缶等の定義を、実際に捨てられている食料の容器等（弁当、菓子、カップ麺その他の食料を収納する容器やストロー、割りばし、串等飲食に用いる用具）も対象となる規定とする。

##### (2) 飼い犬のふんの適切な処理について

飼い主等は飼い犬のふんを適切に処理しなければならないことについて、区民等の責務として規定する。

#### 2 改正理由

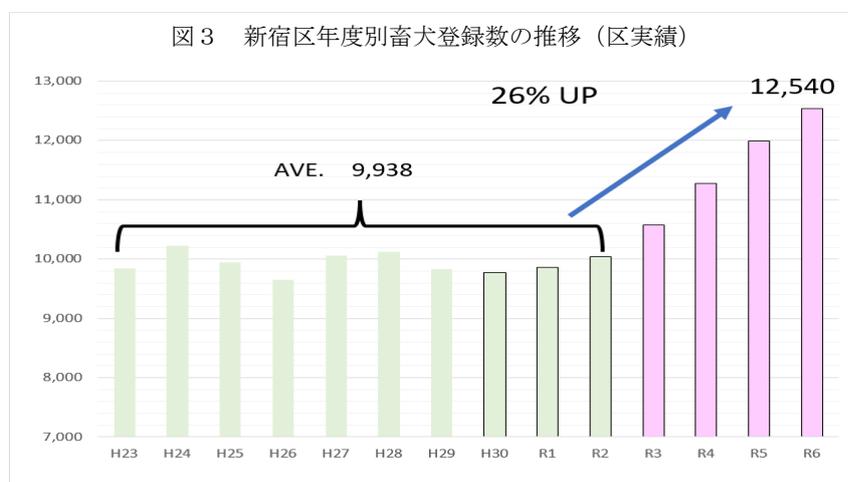
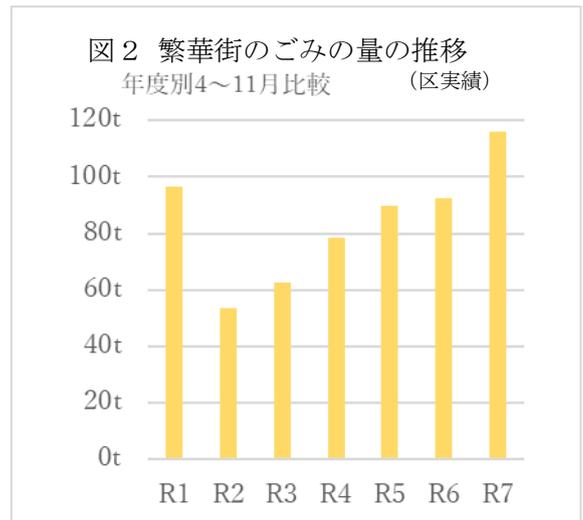
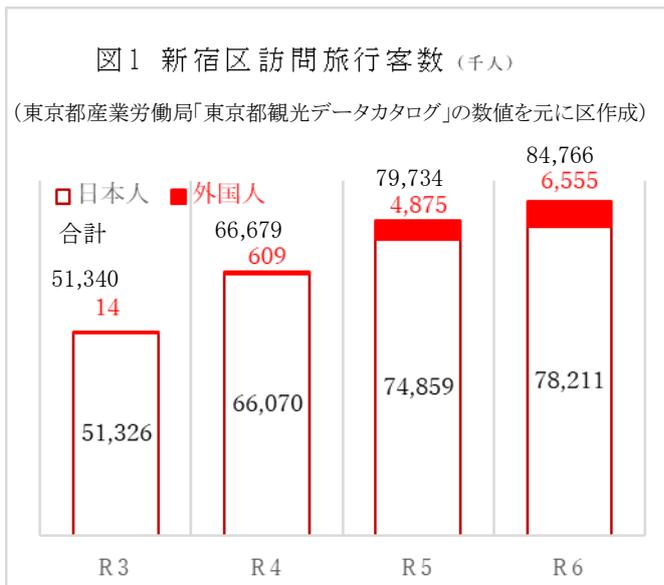
(1) 国内外からの観光客を含めた区への来街者が増加する中、ポイ捨てごみ対策として区はこれまで、地域、企業、ボランティア団体等とのキャンペーンやごみゼロ運動による周知啓発、委託による毎日の道路清掃のほか、シネシティ広場の滞留者に対する指導・啓発や多くの来街者が訪れるハロウィンには区職員等が街頭を巡回するなどの取組を実施してきた。（図1）

一方で、繁華街や駅周辺において区の委託による繁華街道路清掃で収集するごみの量は年々増加し、令和7年度はコロナ禍前を上回る量に達している。また、捨てられているごみは、缶やペットボトルが多いものの、昨今では弁当、菓子、カップ麺その他の食料の容器等が多く含まれており、実態にあった、より効果的な対策が求められている。（図2）

このような状況を踏まえ、実際に捨てられているごみの傾向と条例の規定が整合するよう改正し、周知啓発を効果的に行うなど、より一層の対策を講ずる必要がある。

(2) 飼い犬のふんの適切な処理については、これまでチラシや区ホームページ等を通じた周知啓発や注意喚起のプレートの配布などの取組により、マナー向上を図ってきた。

一方で、道路や公園などの公共の場所では、犬のふんの放置が常態化している状況が、町会関係者からの相談や公園清掃委託事業者等の報告で明らかになっている。令和7年度第一回区政モニターアンケートの設問「人と動物が共生するまちづくりについて、充実させた方がよい施策はあるか」では、回答の49%が「犬のしつけや飼い犬の飼育マナー向上の啓発」となっている。また、区における畜犬登録数は増加傾向にあり、令和3年度以降は毎年5%以上の増加を続けている。多くの区民がマナー向上へ向けた啓発の充実を望んでいる状況において、条例において飼い犬のふんを適切に処理しなければならないことを明記することにより飼い犬の飼育マナー向上の啓発を強化し、さらなる環境美化を図る必要がある。（図3）



### 3 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

### 4 パブリック・コメントの実施（改正条例素案）

改正条例の素案について、次のとおりパブリック・コメントを実施し広く意見を募り、意見に対する区の考え方は区ホームページで公表する。

(1) 実施期間

令和8年2月16日（月）から令和8年3月16日（月）まで

(2) 意見書の提出方法

2月15日号の広報新宿及び区ホームページで意見を募集し、郵送、ファックス、区ホームページ及びごみ減量リサイクル課窓口で受付する。

(3) 閲覧場所等

以下の場所で閲覧に供するとともに、区ホームページで公表する。

ごみ減量リサイクル課、衛生課、区政情報課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館

(4) 地域説明会

令和8年2月25日（水） 午後2時から午後3時まで 第二分庁舎分館

令和8年2月26日（木） 午後6時から午後7時まで 戸塚地域センター

あわせて、より多くの区民に改正素案を周知するため、オンラインにより説明動画を配信する。（日時等は未定）

## 5 令和8年度補正予算

- (1) 定義拡大に伴うポイ捨て対策強化に係るチラシ作成、路面表示による周知啓発に係る費用等
- (2) 飼い犬のふんの適正な処理に係るチラシ作成、周知啓発に係る費用等

## 6 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月10日	環境建設委員会へ報告 (条例改正に向けたパブリック・コメント実施)
2月16日～ 3月16日	パブリック・コメント実施(地域説明会2月25日(水)、2月26日(木))
5月上旬	政策経営会議(パブリック・コメントの実施結果)
5月13日	環境建設委員会(パブリック・コメントの実施結果)
6月	第2回定例会に上程
6月12日・15日	環境建設委員会(議案審査)
6月19日	改正条例公布、飼い犬のふんの適正な処理の改正条例施行 (区ホームページに掲載、町会連合会で周知)
10月1日	ポイ捨てごみの定義の改正条例施行

※ポイ捨てごみの定義の改正条例については、美化推進重点地区における罰則の対象となるため周知期間を3か月程度とし、10月1日から施行する。

## 7 今後の取組方針

- (1) ポイ捨てごみ対策については、これまでの取組に加えて、繁華街においては観光振興協会、TMO、警察、地域団体、企業等とさらなる連携を図り、来街者に対して効果的に周知啓発を行う。
- (2) 飼い犬のふんの適切な処理については、動物愛護週間、畜犬登録業務、予防接種等業務をとおし、飼い主に的確な周知啓発を行う。

新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例（平成8年条例第43号）新旧  
対照表

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き缶等 <u>飲食料</u>を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器、<u>ストロー、割り箸その他の飲食に用いる用具及びチューインガムのかみかす並びにたばこの吸い殻</u>及び紙くずをいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を回収容器等に収納し、又は持ち帰ることにより、美化の促進に努めなければならない。</p> <p><u>2 区民等は、その所有し、占有し、又は管理する犬に散歩、運動等をさせるときは、ふんを収納する用具を携帯し、その用具によりふんを適切に処理しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 区内に居住する者は、自宅及びその周辺において、清掃活動の充実等に努めなければならない。</p> <p><u>4</u> 区民等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き缶等 <u>飲料</u>を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器並びにたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>第3条 略</p> <p>(区民等の責務)</p> <p>第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等を回収容器等に収納し、又は持ち帰ることにより、美化の促進に努めなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 区内に居住する者は、自宅及びその周辺において、清掃活動の充実等に努めなければならない。</p> <p><u>3</u> 区民等は、この条例の目的を達成するために区が実施する施策に協力しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。